

2021年10月4日

各 位

会社名 株式会社東京機械製作所
代表者名 代表取締役社長 都並 清史
問合せ先 総務部長 中野 実
(TEL : 03-3451-8591)

2021年10月1日付けアジア開発キャピタル株式会社の「株式会社東京機械製作所に対する『誓約書』のFAX送信に関するお知らせ（2021年10月1日送信）」について

当社は、2021年10月1日午後9時過ぎに、アジアインベストメントファンド株式会社（以下「AIF」といいます。）及びアジア開発キャピタル株式会社（以下「ADC」といい、AIFと併せて以下「AIFら」といいます。）より、同日付けADCの「株式会社東京機械製作所に対する『誓約書』のFAX送信に関するお知らせ（2021年10月1日送信）」の別紙として公表されている「誓約書」をFAXにて受信致しました。かかる誓約書について、当社は、AIFらより、事前に何の連絡も受けておらず、突然、これを受信したものです。

かかる誓約書と称する書面において、AIFらは、概ね、自らが、いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定における例外4類型の表現をそのまま用いて、それらに該当する行為をしないことや保有する当社株式の短期売却¹をしないことを誓約するとしておりますが、この唐突な誓約書と称する書面の提出は、AIFらが当社に対して申し立てている新株予約権無償割当差止仮処分命令申立事件において、当社が、AIFらによる当社株式の大量且つ異常な買集めについて、いわゆるニッポン放送事件東京高裁決定における例外4類型にも該当する旨具体的な証拠を挙げつつ詳細に主張したことを受けて、10月5日に設定されているAIFらの反論書面の提出期限を前に、これを否認するための「証拠作り」として行われたものと推測されます。

このような反論は、本来、仮処分手続において客観的な証拠をもってなされるべきものであり、また、AIFらは、当社株式の大量且つ異常な買集めを行っている正に当事者であって、当社としては、このような何の法的拘束力もなく、公開買付届出書のように虚偽記載に対し制裁が科されるわけでもない誓約書と称する1枚の書面（そもそも上場会社であるADCにおいても、かかる誓約書につき同社取締役会で決議された旨の適時開示はされていません）の内容を鵜呑みにすることはできないものと考えております。

しかも、AIFの完全親会社であるADCは、虚偽記載に対し制裁が科されている有価証券報告書や四半期報告書についても既に虚偽があったとして訂正有価証券報告書等を提出しており、東京証券取引所によ

¹ 同時にFAXで送付されてきた質問状（必要情報リスト）に対する回答のA)2に対するAIFらの回答によれば、同社らのいう短期とは1年以内を指すものと思われま

ってその株式は特設注意銘柄に指定され、上場契約違約金を賦課されているだけでなく、当社が9月28日付け「9月27日付で当社よりアジアインベストメントファンドらに送付した追加質問状（必要情報リスト）について」で開示したとおり、昨年11月以降、4回に亘って、大量保有報告書の変更報告書等でその主要株主の異動が客観的に明らかであるにも拘らず、主要株主の異動に係る臨時報告書を提出した形跡がありません。当社としては、このように、虚偽記載や不提出に対する罰則が金融商品取引法において明記されている公的な書類についてすら虚偽記載等を繰り返しているADC及びその完全子会社であるAIFの代表者が、自らが申し立てた仮処分の手続が進行してから、当社側の主張を受けて急遽一方的にFAXで送信してきた誓約書と称する書面に全く信用性がないことは、客観的に明らかであると考えております。

いずれに致しましても、以上の点を含め、当社は、仮処分手続において、当社の主張の正当性を主張して参る所存です。

以 上